

「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」の改訂概要

※黄色：本検討会で特にご確認頂きたい箇所、赤字：第1回検討会の意見等を基に追加・変更した箇所

		課題		改訂概要	資料2 該当頁	
		誰の	内容			
全体	1-1	最新の野鳥技術マニュアルへの対応	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 最新の野鳥技術マニュアルの内容が反映されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の対応指針が作成された平成29年度以降における野鳥の対応技術マニュアルの改訂内容を対応指針へ反映する。 対応レベルや遺伝子検査の内容等、基礎情報を記載する。 	—
	1-2	関連法令の整理	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令については、適宜文中では記載されているが、分かりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 関連法令を一覧にし、記載する。 	2
発生前の準備	2-1	発生前に自治体で準備しておくべきこと	自治体	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間での連携や発生した場合の備えが重要であり、本対応指針について自治体担当者が確認するシステムが必要である。 原則、施設の獣医やかかりつけ動物病院の獣医師が簡易検査を実施するが、個人やペットショップで発生した場合は、自治体内で対応も求められるケースも想定される。 	A) 通常時、対応指針を確認した上で、自治体内（鳥獣行政担当部局や家畜衛生部局等）の連絡体制や発生時の流れを確認し、体制を整える。 B) 野鳥が飛来する環境や周辺に家きん農家が存在する場合もあるため、迅速な対応がとれるよう日頃より関係部局との情報共有を適宜行う。 C) 簡易検査薬や検体発送容器等、発生時に必要となる物品の入手先の調整や確保を行う。また、独自に遺伝子検査を行いたい場合は、自治体内で調整する。	5
					<対応指針外の対応> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護管理室が行う全自治体向けの会議や研修等で対応指針に基づいた準備を呼びかける。 	5
	2-2	飼養施設における有効な対策の強化	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"> 昨シーズン過去最大の発生箇所であったことから、対策の強化が必要。 	A) 発生を想定し、下記の観点について事前に検討を行い、各飼養施設が作成する対応マニュアルに反映する。 ▶ 飼養鳥の観察（各個体の識別及び飼養管理の日常的な記録等）、隔離飼養方法・箇所の検討、消毒後の排水の処理や感染症法に基づく対応等に関する抗ウイルス薬の確保、対策物品（防護服、消石灰等の消毒薬、長靴、簡易検査薬等）の準備 B) 飼養施設における対策の強化に向け、発生前及び発生後の観点で整理し、以下のようなイメージで有効な対策を取りまとめる。 ▶ 発生前：野鳥（一般鳥も含む）及び哺乳類の侵入防止（特に猛禽類においては小鳥やネズミ等を捕食することによる感染が危惧される）、飼料・水等からの伝播防止、飼養鳥の観察、飼養者による交差汚染の防止 ▶ 発生後：飼養者及び車両や機器による交差汚染の防止、水による汚染防止	9 9・10 25
2-3	園内における死亡野鳥の対応	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"> 昨シーズンの発生事例では、飼養鳥で発生する前に、野鳥の死亡が確認されていた飼養施設があった。 	A) 国内発生時において、飼養施設の敷地内にて、原因不明の死亡野鳥が確認された場合、1個体であっても高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染している可能性が高いと考え、早期排除と消毒等適切に処理を行い、自治体の野鳥の管轄部局に連絡する。併せて、警戒態勢を強める。 B) なお、窓ガラスへの追突等による死亡であると思われる個体でも、ウイルスによる神経症状が元となっている可能性もあることに留意する。	13	

主な改訂の項目		課題		改訂概要	資料2 該当頁	
		誰の	内容			
対応及び 手順の明 確化 対応及び 手順の明 確化	3-1	フロー図の追加	飼養施設 自治体 環境省	<ul style="list-style-type: none"> 対応指針は、疑い事例が発生した後の飼養施設・行政における情報伝達や報道発表等の一連の手順が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養施設、自治体、国、検査機関における「感染疑い個体発見（発生）」から「対応完了」までのフロー図を添付資料として追加し、各対応の詳細は対応指針に記載する。 	14
	3-2	遺伝子検査スケジュール、内容、送付方法の追加	飼養施設 自治体 環境省	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子検査に関する記載がなく、理解や対応に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> A) 野鳥の対応技術マニュアルに習い、検体の送付までの依頼手続きや送付方法を記載し、送付時等に必要となる検体の情報を記載する様式を添付様式として追加する。 B) 検査スケジュールは、検体が到着してから3日程度（土日祝日対応不可）とする。 C) 検査にかかる日数を上記よりも短期間で検査することを希望する展示施設及び自治体は、自治体内の関係部局や研究機関で予め独自検査を行える体制を整えておくこと。 D) 展示施設及び自治体で独自に検査し陽性だった場合は、環境省でも報道発表を行うため、環境省動物愛護管理室まで適宜情報を提供する。また、国による情報集約と検査精度担保のため、独自検査をやる場合においても、環境省動物愛護管理室が指定する検査機関に検体の送付をお願いする。 E) 万が一、遺伝子検査の結果が異なった場合は、対応は応相談とする。 	16 17 17 17 17
	3-3	飼養鳥発生事例数のカウント方法	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 飼養鳥発生事例のカウント方法が未整理であった。 	<ul style="list-style-type: none"> A) 発生事例数のカウントは、外部からウイルスが入ってきた回数をカウントし、1回のウイルスの侵入を1事例と考える。なお、本カウントは、行政における事例整理を目的としているため、疫学的な観点におけるカウントではないことに留意する。 B) 以下のとおり定義する。 <ul style="list-style-type: none"> 発生日：飼養鳥の異変や異常死を認めた日 同所：同じケージや池等 同所で管理していた飼養鳥：発生日の14日前以降に感染鳥と同所で飼養していた個体 C) カウントの考え方 <ul style="list-style-type: none"> 同一発生日であっても種が異なる場合は、別事例として扱う。 同所で管理していた飼養鳥の最終発生日から14日以内までに続発があった場合は、同一事例とする。 <ul style="list-style-type: none"> 例1：1羽目異常発生（1日目）、2羽目異常発生（4日目）【同一事例】 例2：1羽目異常発生（1日目）、2羽目異常発生（16日目）【他事例】 例3：1羽目異常発生（1日目）、2羽目異常発生（4日目）、3羽目異常発生（16日目）【同一事例】 	15
	3-4	報道発表のタイミング	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 報道発表のタイミングを示していなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> A) 原則、簡易検査陽性だった場合に「疑い事例」として、遺伝子検査で高病原性陽性だった場合に「陽性確定」として、2回報道発表する。 B) 飼養鳥は社会的な影響も大きいことから、発生事例が異なる場合は、その都度報道発表する。 	14 14
	3-5	「その他の多数の鳥類を飼養している施設等」における相談先について	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 対応指針では個人が飼育する鳥やペットショップ等も対象となるが、具体的な対応者が記載されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 疑わしい症状がある場合は、かかりつけの獣医師に相談する。 	5
	3-6	「学校で飼育されている鳥が死亡した場合の取扱いについて」の調整	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度の通知から変更がされていなく、学校飼養鳥の対応は家きん以外の鳥類についても家畜保健衛生所に対応することになっている。 	<p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と調整中であり、その結果に応じた内容を対応指針に反映させる。 	6
	3-7	簡易検査・遺伝子検査を行う条件の整理	飼養施設 行政	<ul style="list-style-type: none"> 簡易検査及び遺伝子検査実施の考え方が整理されておらず、対応の判断をその都度行うことになり、遅延や対応の違いがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> A) 国内発生時は、野鳥対応技術マニュアルにおける検査優先種の考え方に関係なく、飼養鳥の普段の健康状態から異変（重度の結膜炎、神経症状等）や異常死（突然死、複数羽同時死等）があった場合は、1羽から簡易検査の実施を推奨する。 B) 「感染が疑わしい個体」と、同所で管理していた希少種については、「感染が疑わしい個体」の検査とともに、遺伝子検査の実施を検討し、動物愛護管理主管課を通じて環境省動物愛護管理室へ相談する。 C) 展示施設内で「感染が疑わしい個体」が確認された場合、必要に応じて、同居個体以外に、各動物園等で重要と考える種（希少種等）は、無症状であっても簡易検査もしくは監視強化（確認頻度増等）を検討する。 D) 簡易検査で陰性であっても、「感染が疑わしい個体」である場合は、環境省で行う遺伝子検査の実施を推奨する。 	14 16 14 18

主な改訂の項目		課題		改訂概要	資料2 該当頁	
		誰の	内容			
発生後の適切な対応	4-1	隔離飼養の方法	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"> 飼養施設によって、広さも配置も異なるため、隔離の方法や考え方が異なる。 	<p>A) 「隔離飼養」とは、他個体とは別の部屋による飼養若しくは感染が疑われる個体専用のケージで、「個体毎」若しくは「群れ毎（複数個体）」で飼養することを示す。（隔離飼養に対する考え方は、図と共に整理する。）</p> <p><個体毎の隔離飼養例></p> <p>① 1つの建屋で1個体を隔離飼養</p> <p>② 1つの建屋内の完全に分離できるケージで個体毎に隔離飼養</p> <p><群れ毎（複数個体）の隔離飼養例></p> <ul style="list-style-type: none"> いずれか1個体が発症している場合は、発症していない他個体についても感染した可能性が高いと考え対応する。 網だけでしきられた部屋や排水が各部屋を経由する形状の部屋、飼養者が対策せずに飼養鳥と接触する場合は、ウイルスが伝播する可能性があり、同じ部屋による飼養と同条件となるため、隔離飼養とはみなされない。 <p>③ 1つの建屋で1つの群れを隔離飼養</p> <p>④ 1つの建屋で複数個体を隔離飼養</p> <p>B) 「隔離飼養」をする場合、「ウイルスを封じ込めること」が最も重要であり、下記のことに留意し対策を行う。</p> <p>① 野鳥を隔離施設内に入らせない（接触させない）</p> <p>② 野鳥の糞と接触させない</p> <p>③ 小動物（哺乳類）と接触させない</p> <p>④ 感染が疑われる飼養鳥が使用した水を外部に出さない（消毒後排水する）</p> <p>⑤ 飼養者は、隔離範囲毎に専用の上着や衣服、靴、手袋等を着用する</p> <p>⑥ 機器や物品を共有しない（共有せざるをえない機器等については適切に消毒する）</p> <p>⑦ 羽や排泄物等が飛散しないよう適切に処理する</p>	22
	4-2	殺処分及び治療の考え方	飼養施設 環境省	<ul style="list-style-type: none"> 殺処分や治療に対する考え方は飼養施設により異なる。また、飼養施設の設備や周辺環境等、状況は様々であるため、一律に殺処分や治療といった方針には出来ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥の対応技術マニュアルの記載内容と整合を図る。 <p>A) 「高病原性鳥インフルエンザ対策としての希少鳥類への抗ウイルス薬投与に当たっての論点整理（たたき台）」に準じて対応する。</p> <p>B) 治療を行う場合においても、消毒等適切な対策を行い、周辺の飼養鳥に感染させないことが重要である。（隔離で記載）</p> <p>C) 治療薬を用いた例として、迫田委員の論文や円山動物園での治験を参考資料として添付する。</p> <p>D) 各園館が判断できるよう、参考となる考え方として下記を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 殺処分及び治療の判断は、隔離施設や人員を用意できるのか、治療が感染拡大のリスクがある行為であることを理解の上、獣医師の所見を踏まえ各飼養施設が判断する。 判断にあたっては、検査方法（簡易検査、遺伝子検査）や検査時期によって結果が異なる理由を理解し、感染個体や感染個体と同所で飼養していた個体が、感染からの程度経過しているかを考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> 殺処分する理由：感染拡大防止の観点（十分な隔離飼養が行えない、感染個体が多く治療が行えない等）、衰弱しており回復が期待できない、投薬を行う人員や時間が確保できない等 治療する理由：適切な隔離とウイルスの拡散防止ができる場合等 <p>E) 事前準備した治療計画に基づき、治療は、担当獣医師等の判断で開始して差し支えない。</p>	21 22 23 19・20 21
	4-3	開園の考え方について	飼養施設	<ul style="list-style-type: none"> 飼養施設毎に状況が異なるため、一律の基準を示すことが難しく、部分開園や長期間の開園など開園の判断が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に生息する野鳥や環境中にはウイルスが存在する可能性があり、発生舎を消毒したとしても園内からウイルスを完全に排除することは困難であるため、開園の目的（迅速な防疫措置の実施、他の飼養鳥への感染拡大の防止、園外へのウイルスの持ち出しによる感染拡大の防止等）を満たす範囲で、部分開園及び全面開園の判断を各園館で行う。 閉園解除の一つの考え方として、高病原性鳥インフルエンザは急性感染症であることから、最終発生日から14日間発症しなければ、感染拡大が収まったと考えられるため、部分閉園或いは全面閉園解除の目安とできる。 飼養施設毎に、複雑な飼養形態となっているため、防疫措置や離隔距離などは記載しない。ただし、迅速に専門家の派遣を行い、個別具体的な助言がもらえる体制を環境省で確保する。 <ul style="list-style-type: none"> P14「⑦防疫の強化」の項目にも専門家派遣について記載する。 <p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 個別の事例を蓄積し、必要な防疫措置や考え方など、整理を進めていく。 飼養施設又は自治体から問合せがあれば、適宜環境省から事例を共有する。 	26・27
	4-4	感染が疑われる飼養鳥を取扱う飼養者等の留意事項	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 感染が疑われる飼養鳥について飼養者等が取扱う際の注意事項が項目毎に記載されており、対応方針等がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針を参考に、施設規模等に留意の上、職員への感染予防と職員による感染拡大防止のための注意事項について、わかりやすいレイアウトで整理する。 	25

主な改訂の項目			課題		改訂概要	資料2 該当頁
			誰の	内容		
情報発信 と蓄積	5-1	環境省現地調査の内容	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 環境省現地調査に必要な調査内容が整理されていない。 	<p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体、飼養施設へ情報をフィードバックし、注意喚起や対策等につなげてもらうこと、蓄積した情報を、対応方針に反映させることを目的とし、環境省現地調査の視点・箇所等について整理する。 飼養施設で家きんを飼養している場合は、環境省の現地調査結果を農林水産省に提供し、疫学調査チームによる現地調査が行われている場合は、疫学調査結果を提供頂き、環境省が行う現地調査に活用する。また、野鳥情報等についても得るため、必要に応じて自治体からも情報を提供頂く。 主に環境省現地調査に必要な観点は、下記のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 施設内：ウイルスの侵入経路（発生の原因）、飼養鳥の感染状況、開園に向けた対策状況、発生前の管理状況（人、物、飼養鳥の動き）、次の発生を防ぐための対策状況 等 施設外：周辺の野鳥感染状況 等 	—
	5-2	過去の発生事例の整理	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 感染経路は多種多様であり、飼養施設や自治体が具体的な事例を把握し、理解を深め対応をすることが重要。 	<p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 飼養施設が特定されない概要（一般化した内容）を対応指針の添付資料（自治体と飼養施設限り）とし、詳細な発生の内容は、環境省内部資料として保存し、必要に応じて関係行政機関等へ提供する。 本年度においては、概要については3事例整理する。 	—
その他	6-1	哺乳類の注意喚起	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 海外では飼養哺乳類における発生が確認されており、飼養施設は、哺乳類の感染症対応についても留意が必要。 	<p>A) 哺乳類による餌由来の感染等が引き続き世界で報告されているため、哺乳類について別途項目立てを行い、国内外における発生事例と共に、注意喚起を行う。</p> <p>B) 野鳥の対応技術マニュアルに記載のある種を引用する。</p> <p>C) 海生哺乳類の感染が多く報告されていることから、哺乳類においても水の汚染について留意する。</p>	1 1 1 2 1 2
	6-2	観覧者等への対応	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 発生に伴う風評被害（観覧者への感染）が懸念されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 観覧者に対する感染リスクは低いと考えられる旨、記載する。 	2 5
	6-3	普及啓発の対応	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 飼養鳥の病原性鳥インフルエンザに関する普及啓発資料等がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 観覧者が安心できるよう、観覧者に対しては感染リスクが低いことを普及啓発する。 <p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省において、飼養鳥の病原性鳥インフルエンザに関する普及啓発資料を作成し、動物園とも連携して普及啓発を行っていく。 	2 7
	6-4	関係機関との連携	環境省	<ul style="list-style-type: none"> 法律上の問題等で多様な部署に管轄が分かれている。 各部署では対応しているが、全体的な共通認識を持たず部署毎に対応するため、抜けている視点や連携体制について議論がされる場がない。 	<p><対応指針外の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥インフルエンザの対応については、野鳥が運んでくることに起因し、各省各課室共通認識をもち役割に応じた対応を連携して行っているところである。 飼養鳥では、家きん及び野鳥にも関わる共通の専門家にも、協力いただいております、引き続きご意見やご指摘に対して、関係機関とも相談の上、連携して対応する。 	—